

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）により取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。

【支障事例】

(1) 納税者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。

(2) 上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場合、納税通知書の郵便返戻が多発し（都の固定資産税約 1.4 万件/年、自動車税（種別割）約 1.2 万件/年等）、住所調査業務等の負担が生じている。そのほかの滞納整理事務等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を区市町村に対して行っており、都道府県・区市町村双方に作業負担が生じている。

(3) 都道府県の税務システム等においては、納税者情報とマイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は庁内の複数部署から、同一内容の書類（戸籍謄本、口座情報等）を提出するよう要求されるケースが発生している。

(4) 市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」（納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース。）の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県においても最新の公簿情報を取得できることで、納税者の利便性向上と行政の効率化が実現するほか、納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンストップへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知（納税通知書等）の電子化等、行政のデジタル化を強力に押し進めることができる。

また、この制度改正は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき、全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、大田原市、今治市

○当市においては、固定資産税等の納税義務者が市外に居住している場合（住登外）、本人等からの届出により住所変更等を知ったときには、住所地の自治体に住民票等の公用請求を行って適正な宛名情報の管理に努めているため、確認までに時間を要し、かつ相手方と当方双方の職員の負担になっている。また、本人等からの届出が無い場合には、死亡等の事実も把握できないため、マイナンバーの紐づけにより最新の情報を取得することができるようになれば、宛名情報の管理だけでなく、納税通知書等の返戻に係る業務負担も軽減される。

各府省からの第 1 次回答

住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の 4 情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられます。なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、御提案時にお示した支障事例の対応について補足します。(1)にある納税者を窓口で待たせる対応は年間数千件発生し、納税者に不便な上、地方自治体にはその都度住基ネットを検索を行うため大きな負担であり、(2)は東京都では、あて名情報の更新は一括照会機能を使っても確認作業が必要なため毎月 40 万件程度が限界であり、1,000 万件以上の更新には 2 年以上かかることから納税通知書発付前の更新が困難なため返戻の発生抑止ができず、この返戻対応だけでも年間 1,000 時間以上の削減効果が期待でき、(3)は総務省自治税務局事務連絡にて課税情報等とマイナンバーとの積極的な紐付けを求められているが、紐付け作業は住所の表記ゆれ等で機械的に行なえず、確認作業に手間がかかっています。

以上のことから、実装されている機能は支障事例の解消に資するものではないため、改めて「プッシュ型通知」の導入を求めます。

また、令和 3 年度の住民基本台帳制度のあり方検討会報告書において「住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある」とされていますが、支障事例の解消のほか、納税者情報とマイナンバーの紐付けが適切に行われることで、バックオフィス連携によるワンストップ対応の実現による納税者の利便性向上や、作業時間の削減による行政の効率化に寄与することから、ニーズや費用対効果があるものと考えます。加えて、地方税においては処分通知の電子化など行政のデジタル化を強力に推し進めることにも繋がります。なお、導入に向けては先日公表されました、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にある公共サービスメッシュによる情報連携の枠組みのなかで、住基ネットのプッシュ型サービスの実現が行われることを期待しています。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現在の住民基本台帳ネットワークシステムは、個別の照会に応じて回答するものであり、「プッシュ型通知」の機能は実装されていない。令和3年の検討会で、国の機関等のニーズは報告されており、地方三団体ヒアリングを含めて、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、短期的に見たときに費用対効果の面で課題があるとしても、将来を見据えて、中長期的には、セキュリティを確保できる方策を検討し、「プッシュ型通知」が実装できるよう、検討を進めていくべきではないか。
今後の検討の方針、スケジュールを工程表等で具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

・住基ネットのプッシュ型通知の実現に当たっては、プッシュ型通知対象者を特定するために、対象者のマイナンバーを取得することが必要となること
・マイナンバーの取得により、現行の住基ネットにおいても最新の納税者情報の取得が可能となり、支障事例に関して一定の負担軽減が図られる見込みであると考えられること
以上のことから、本提案については、提案団体におけるマイナンバー取得後のニーズ、全体の費用対効果などを勘案した上で、検討されるべきものと考えます。